

日本の「告書」に就いて

菊池 武雄

まえがき 承和八年二月の告書

第一章 十・十一世紀の告書

第二章 承和八年二月の符・告が淳和院政所のものであることの考証

——以下原稿を欠く——

第三章 承和八年二月淳和院文書の内容の考証

第四章 九世紀に於ける内藏寮領と後院領の経営

第五章 日本の告書の発生と初期天皇後院との関係

第六章 中国の告書

むすび 告書の歴史とその歴史的意義

まえがき 承和八年二月の告書

古文書はいうまでもなく、人間の社会的活動の軌跡が、「文書」という一つの枠の中に表現されて、伝来されたものである。主として文献的方法によって、日本の前近代史を研究する者にとって、古文書が研究史料として、殊に重要度の高いものの一つであることは言うまでもないことであるが、その正しい解読・解釈と史料批判がなされず、若し誤って理解された上に構築された論説であったならば、たとえ絢爛たる文章でつづられてあり、又たとえ論理性に優れていても、所詮砂上の楼閣に過ぎないと言われるであろう。その点では、古文書学は研究者にとって、基礎的研究技術の学である。

既成の古文書学という、兎角分類的型式論に墮するという批判もあるが、古文書の型式を判定する努力も、文書を理解する上で、無駄と一概に否定するべきものではない。又点々の文書に、固有名詞としての文書名をつけるということは、ともすると軽視されがちであるが、古文書集出版に際しての、単なる慣例的体裁づけだけのものに終るべきものではない。勿論その場合、その文書の固有名詞としての文書名は、便宜的名称ではなく、それなりの古文書学的根拠をもった厳密さを必要とするものをいう。その場合、命名への努力は、存外その文書の性格及び機能を明確にするものである。

陳腐な言い廻しではあるが、何時、どこで、どのような立場の誰が、どのような立場の誰に、どのような事を、どのような目的をもって、どのような手段によって作成し行使したか、或は行使しようとしたか（現代文書についても同じであるが）を、その時代、その時点の社会的、政治的、経済的、文化的諸条件に対応して考察を加えていく、即ち特定の客体としての古文書に、必要な知的労働を働かせていく行為を、いささか気障な表現であるが、私は「古文書する」という言葉であらわす。

そこで内閣文庫所蔵承和八（八四一）年二月の某院政所符・告案（大日本書紀、聖徳太子文書之五、一三五号文書）を手がかりにして、九世紀中期、天皇後院（平安通文六八・六九号文書）の発生期に出現した公式様文書に属する一文書型式である告書（又は御告書）について述べる。

この文書は、昭和二十九年私が担当編纂した『東大寺文書』之五の中のものであるが、当時未熟のまま一部の誤りをおかしたものである。又『平安遺文』も大体同様であるので、あわせてここで訂正させていた

それは一紙に書かれた二通の文書の忠実な写であって、その端裏書以外の筆跡は同筆で、平安前期の筆になるものと見られる（『東大寺文書』之五、同所掲載図版参照）。以後の記述のために一応その全文を左に掲げる（但し、端裏書は省略する）。

政所〔符〕 〔〇亮所〕

案
可行樋貳隻正符附高倉別當并使長基福

右、依宣旨施入東大寺如件、庄宜承知、依件早行、符到奉行、別當散位藤原朝臣輔嗣

内舍人高階真人菅根
散位秦 廣繼

散位六人部

〔捺〕
〔印十三所〕

承和八年二月十九日

政所告〔越〕中国諸庄別當文室長主 案

可勘定申上浪人事〔磯波郡大野郡并山庄邊并宇治〕虫尾之保者

右、造東大寺所去正月十五日牒状僞、件浪人元是寺、家庄所管也、

以此成農業、而頃年被寄院庄、每事不〔越〕寺家業、歴年癡怠、地子

累時闕乏、望請、件浪人濟庄家事者、宜也知状、子細勘定、早〔上之〕

速申〔上之〕、不得延引、故告、

別當〔越〕位藤原朝臣輔嗣 内舍人高階真人菅根

散位秦 廣繼

散位六人部古佐美

承和八年二月十一日

（以後、この政所告案を便宜上史料①と表示する。）

政所符案の左上部に、小さく「捺印十三所」（平安期の文書案にかかると表示の例は少くない）と、同筆の註記があることよって、その正文の文面に印が十三箇所捺してあったことが知られる。この印は恐らく、方六・一〇五糧（当時の尺として約方一寸八分七厘強）の印が、大部分の文字の上にかかるように、捺印されていたものと考えられる（当時の紙の大きさと、字数、字くばり、前述の印影の十三倍の占める面積の上から）。この政所告はその書式として、書出、事書、書止、発信年月日と署名の位置（発信者の署名が年月日の前にある）などの諸点は、「符」と同様である。ただ、文書全面に捺印の証がないこと、当時印章を所有していながら、同じ時期に一方にこれを捺し、一方には捺さない（当時八省の被管にして印章を所有していなかった所も少くない）こと、「符」とあるべきところに、「告」とあることのみが異なるのである。従ってそのように、「符」と「告」とを書きわけたことに、明確な意図と客観的理由が存在していたと看做さなければならぬ。

〔註〕

（1）『日本国現在書目録』に記載されている『文館詞林』（六五八年、唐許敬宗勅選）一〇〇〇巻のうち、伝来が知られている巻数二九のうち、巻末尾題の上に「嵯峨院印」、奥の識書の上に「冷泉院印」が捺されている152453457459691各巻の印章と、同時代・同種・同形式のものと考えた。理由は本論文の後半の記述によって理解されることと思う。

第一章 十・十一世紀の告書

当時「告」の字を用いたものに、主として遺告（遺言・遺戒・教命）、告文（神・佛及び故人の靈に対して告げる書）、告身（官爵の与奪の書、例えば叙位告身等）、又用語として告諭、告訴、密告の意に使用するものがあるが、ともに前述の「告」に当るものではない。

従って告文、遺告、告身等に該当しないものを求めると、康保元（九

六四) 年十一月十五日に、東大寺別当・三綱・(修理) 目代等が連署して伊賀国名張郡司に充てた文書の案文(『東大寺文書』影写本四ノ七、『平安遺文』二八) 一〇、以後この文書を史料②と表示する。がある。その書式は左の如くである。

東大寺告 伊賀国名張郡司

不可募寺家事妨申勘解由長官殿薦生御牧事

右、得彼殿今月十日御牒備、……………、

仍所仰如件、宜承知、不可募申寺家妨由、不得疎略、故告、

別當少僧都 都維那

上座 目代

寺主

權寺主

康保元年十一月十五日

即ち、書式の骨子は、

——告 (充所)

事

右、————、故告、

(署名)

年月日

ということになろう。

そして同年同月二十三日の「伊賀国名張郡夏身郷薦生村刀禰等解案」(『東大寺文書』影写本四ノ七、『平安遺文』二八二二)号は薦生村刀禰の名張郡符請文で、その郡符のなかに引用されている藤原朝成牒の文中に「仍相副彼寺不、妨之由告書」とある彼寺(東大寺)告書、及び康保三年四月二日の「夏見郷薦生村刀禰并夏見郷刀禰等勘状案」(『東大寺文書』影写本四ノ七、『平安遺文』二八九号)の文中の「爰以去康保元年、被下郡司所寺家御告書云、」の寺家(東大寺)御告書は、それぞれ史料②をさすことがわかる。又それは、前掲の書式の骨子を有する文書形式のものが、当時「告書」、或は下位のものから「御告書」と呼ば

れていたことを示している。

次に文献のうちから、「告書」・「御告書」なる語句を載せた史料を検出すると、左の五通が得られた(以下の文書は、以後史料③④⑤⑥⑦と表示する)。

③天禄二(九七一)年五月二十二日伊賀国阿拜郡司解案(『東大寺文書』之二、四九二号)三櫃九卷、『平安遺文』三〇四号)

④寛仁二(一〇一八)年五月十三日善通寺司解案(『東寺百合文書』里、『平安遺文』四八一号)

⑤長元七(一〇三四)年八月二日權大納言家告書山城国紀伊郡司請文(三鈔寺旧蔵「神田喜一郎氏所蔵文書」4、『平安遺文』五二五号)

⑥長久四(一〇四三)年十二月二十八日權大納言師房家告書山城国乙訓郡司請文(三鈔寺旧蔵「神田喜一郎氏所蔵文書」10、『平安遺文』六一六号)

⑦延久四(一〇七二)年九月五日太政官牒(「石清水田中家文書」、『平安遺文』一〇八三号、相田二郎氏『日本の古文書』下、一九頁)

しかして、これ等の文書にしろされた「告書」とは、一体どのようなものであろうか。順次検討してみよう。

③この郡司解案は、湯船庄に於ける橋輔弼と橋貞子との相論について、貞子愁状(訴状)に基づいて、「勘會調度文書若有理(者)、立券券対して、在地郡司として調査の結果、貞子名として立券することを、国司に言上している。『国符請文』にほかならないが、「依国符并右大臣殿御告書等旨」って橋輔弼を郡衙に喚問し、かつ貞子申請の地の四至内に、他領がないことの確認作業をしていることは、国符のほか、同様の内容の右大臣告書が、郡司に下されていることを思わしめる。その場合、これと同じ時期に、右大臣家にも同様の請文を当然出していたであろう。又右大臣家ともあろうものが、一人の橋貞子の為

に、郡司に告書を出すということは、貞子と右大臣家との間に、なみなみならぬ特殊関係が介在したことを示している。⁽¹⁾ ついでながら、この告書は天禄元年五月二十日より、同二年五月二十二日の期間に、発行されたものであるならば、当時の慣例として、右大臣殿という呼称がなされたはずはない。なんとすれば、その期間の右大臣藤原伊尹(安和三年正月二十七日任右大臣—天禄二年十一月二日任太政大臣)は、天禄元年五月二十日には、摂政になっていたからである。従ってこの告書は、天禄元年五月十九日以前のものであり、この国符を受け取った安和三年三月四日(同年三月二十五日改元、天禄)より、あまり隔たらぬ時期と看做すことが妥当と思う。少くとも伊尹が右大臣に任ぜられた安和三年正月二十七日以後、五月十九日以前と考えるべきであろう。

④ 讃岐国善通寺権別当僧政安が、本寺たる東寺に提出したこの解案の一箇条に、「一、請被令下給御告書、修理理寺家破壊事……………望請、被下給御告書、以令勤仕破壊(修理)、并被令弁申年中々地子物弁等……………」と、永年の破損の修理ならびに寺領預作人の地子徴収のために、国衙が寺に力を貸すよう、本寺の告書を国衙方に出してもらいたいことを願っている。因みに当時の東寺長者法務僧正濟信は敦実親王孫で、妹の源倫子は藤原道長の北政所であり、頼通等の母である。

⑤ これより先、長元六年三月十日(神田喜一郎氏所蔵文書、『平安遺文』五二三号)、郡司は権大納言の仰事(家司の奉書であろう)によって、山城国紀伊郡石原郷内の公地田畠二十五町七段一八〇步(含常荒川原)を便田として立券し、権大納言家の石原御領と認めた(右、件御領便田、依有仰事、立券進之状如件)。そして今回、長元七年八月二日、「……………於立券之内田畠作人(峯光以下五人)等、不可切充方々臨時雜役并諸宮御菜・右馬寮御馬糞……………」[可免除石原御領田畠雜公事狀]の権大納言殿御告書によって、郡司が作人の雑公

事を免除したものであり、文面の要所に「山城倉印」を捺してあるの
で、国判を得たものであることは明瞭である。従ってこの御告書は、
郡司に対して所領石原庄作人の雑公事免除を要求(命令的)したものに
ほかならない。

⑥ 乙訓郡司凡輔光は、長久四年十二月十九日の「按察大納言殿政所御
告書」(正二位権大納言兼春宮権大夫按察使源師房、三四歳「早可」
令停止色々切物、免除長岡庄田畠臨時雜役狀)を請け、免除手続
の上で必要な同庄田畠坪付の送付を欠くにも拘らず、一応「偏依怖
申 御威、可停止色々切物・臨時雜役」とし、「又從無 仰前、專
無切充公物、不充負臨時(雜役)」と記しており、告書は臨時雜
役及び一切の公事の停止を郡司に要求しているのである。

⑦ この文書は、石清水八幡宮護国寺領庄園三十四箇所について、太政官
が記録所の調査裁定の結果を、同寺に通達した太政官牒であるが、宮
寺側の所進文書の一つとして、八幡宮護国寺に十二節会御菜料として
施入された山城国久世郡奈美郷字川原畠十二町の宮寺名としての立券
を命じた某家告書(長久元年)に対する同郷刀禰の請文を左の如く挙
げている。「去長久元年奈美郷刀禰告書請文云、任施入狀、宮寺名立
券、十二節(會)御菜料川原畠拾貳町、立券言上者」[同二年・康平
二年、件田畠任代例免除者、康平四年免判……………]。

この告書請文が、延久記録所公認立券の証拠文書となったからには、当然郡判・国判を得たものであつたらうし、その告書請文が、当時の国郡判を得るといふことは、又その告書の発信者自身が、政所機関をもつ社会的地位の高い上層貴族・院家であつたらうことを推測させる。因みに相田二郎氏の『日本の古文書』(下、三三三頁)には、この文書の告書請文の註釈として、「偽なき旨を誓って返事として出した文書、告書は後に起請文と称するものに当る」と、まことに面白い説明が載っている。告書を起請文の前身であると決めてかかったのは、恐らく告文の変形とも思われたい。

これ等のほか、「不」可「承引」檢校珍曜符・告書事」と「告書」の語が記載されている唐招提寺符案（唐招提寺文書）、『平安遺文』四五八号、奈良国立文化財研究所史料第七冊、『唐招提寺史料』第一、九号文書がある。これは「以」先年、超「上藤之輩、望」成檢校職「した当寺の檢校珍曜（専寺の上首）を、専断行為が多いとして、所司・五師等が排斥運動「……仍所司・五師大」可「停止」所帶職之由、言「上公家也、」中で、公家の裁定が未だおりぬ隙に乗じて、檢校側が符・告書を出しているかもしれないが、その場合、それ等に從わず其使者を捕え進め、又年々の収納帳（應輸地子物、只如「私物、恣以犯用」しているの、その証拠として）を当方側の使者に付けて進めよと、播磨・備前等の寺領関係者に命ずる三綱等の符の案文である。

なお、かかる「告書」のほかに、『統左丞抄』第二に治承五年二月二十日付の祭主告知状案として、左の如き文書が収載されている。⁽⁴⁾

〔祭主告知文案〕

船事、官使參向、任「宣言」之状、早可「令致」沙汰「給候、恐々謹言、

二月廿日

散位藤盛經

謹上 大宮司殿

右の文書は、同日（祭主は当時伊勢在國）の大神宮司序宣の文中に、「可」早任「宣言・祭主告知状」、又「副下、宣言・祭主告知文等」と指し示されているが、当時従三位であった祭主兼神祇大副大中臣親隆の家司たる藤原盛經の奉書（祭主御教書）に外ならない。従ってここでは問題にしない。

以上あげた史料から、当時「告書」或は「御告書」といわれた文書は、遺告・告文・告身の類とは全く異った性格のものであったことが諒解されるであろう。そして史料⑦の如く、「本来国家機関の正式の公文書ではない告書」の刀禰請文に基づいて立券し、それに国判・国の免判を与えた事実、その告書請文を立庄の法的基本証拠として、延久の記録

所が公認（延久三年五月二十八日記録所勘奏）し、太政官がこれを裁可（延久四年九月五日）している、ということも効力を有している。

又前掲史料の発信者は、②東大寺、③右大臣、⑤権大納言、⑥按察使大納言等であり、受信者は②名張郡司、③阿拜郡司、⑤紀伊郡司、⑥乙訓郡司、⑦久世郡奈美郷刀禰等である。これ等の例から、発信者は大寺（政所）か国家権力の中枢部に位置する上層貴族（政所）であり、受信者はほとんど在地郡司であったことが知られる。

一貫していえることは、告書の充所が自分の管轄下ではないことである。史料②③⑤⑥⑦の例では、国家行政の末端の機関であり、当時在地で国家的徴税の割り充てから、徴収又その猶予、一時的減免、永続的立券、継続的貢租、公事夫役の免除の基本的調査・判断・上申、或は初動的行政判決行為等の現実的権限機能を保有するものが、その対象であった。

従って告書は、当時の国家行政機関の正規の手続を超越して、要請というより、実際的には強制的効果をあらかじめ期待された文書であったとみられる。それは国家権力機構の行政組織系統の手続を無視した存在といえる。史料⑥の「偏依、怖」申、御威、可「停止」色々切物・臨時雜役「の如く、発信者の保持する無言の圧力が、受信者にとっては、暴力的な政治的・社会的恐怖として受け取られ、その威圧は単なる主観的觀念上の暴力としてではなく、客観的な現実の暴力として存在した。時に「怖」申、御威」事実が、当時の中央政府に於いて、正統とされて来た律令格式の明文と、その法解釈・法理論に優先したことを物語っている。

しかし、このように言い切ってしまうと、個々の強大な社会的・政治的暴力のみ荒狂って、在地の下級官僚の屈服の面のみが強調されることになってしまふであろう。しかしながら、当時の上層支配階級成員に於ける家産、生産手段の私的所有の質的進行（家名・宅名の成立及び居住浪人・耕作浪人・庄子の国家的公事・臨時雜役の公有より私有への切換）が、実は直接生産者階級の生産意欲への刺戟・生産力拡大の方向に

連らなっていたことに、目をつぶってはならない。又在地の国家的管理職にあるものとして、現地にあって土地にしがみついて、労働に生きる被支配階級の者の、社会的生産を支える底辺の人々、その働く人民大衆、即ち民衆と所有者支配階級との生産関係の現実の認識があつてこそ、「怖」申 御威」という当時支配層に通じ易い（今日的には卑屈な表現であるが）言葉をもつて、敢えてオーソドックスな法理論を枉げる「理」として、非合法を敢えて合法化せしめる思想を認める社会的背景が存在したものと理解する。

現実の行政的処置に於いて、既成社会の一つの法理論を貫徹させること、そのこと自体は合理的歯切れの良さはある。しかし現実の生産社会の実態変化が、それに伴わない時は、歴史的に見れば、その社会の発展的側面を圧殺する結果をもたらすものである。有力支配階級の中核的構成員が、その私的権威を利用して、公的所有を私的所有に切り換えていく行為（国家財産の横領）は、所属する階級の利益に対する内部的裏切り行為として、支配階級の階級の頹落を示す指標とはならず、逆説的には、それへ追い込んだ人民の勝利の指標として、かえって奴隸的生産関係の内部から、封建的生産関係を生み出していく発展的歴史過程への展望として、位置づけられることになる。

この十世紀後半より、十一世紀前半にわたる「告書」を、文献的にさかのぼってたどって行けば、本稿の最初に掲げた承和八（八四一）年の「某院政所告」に行き着くほかはない。いいかえれば、十・十一世紀の「告書」は、九世紀の承和八年の「告」のまぎれもない直系の子孫であると言ひ得ることが出来ると考える。ここで承和八年某院政所「告」は、承和八年某院政所「告書」の名称に転化することとなった。

〔註〕

(1) 蛇足ながら、貞子は輔弼と同じく、天徳二年十二月十日祖先の墓域（玉瀧杣）を東大寺に施入した正六位上元実朝臣を父とし、その元実の父文懐は橘永

名の子ではないかと思われる。

(2) 長元七年の藤原姓の権大納言は、関白頼通の弟、今上母彰子、中宮威子の兄弟である頼宗（春宮大夫、四二才）・能信（按察使・中宮権大夫、四〇才）・長家（二九才）の三人であり、兼官のない長家の政所が、この告書の発信者であると考える。

(3) 奈良国立文化財研究所発行の同寺史料には、この文書の紙背文書（同史料集には氏名未詳田地売券とあるが、書式・内容からみれば符か牒で、恐らく同寺牒の土代であろう）が掲載（新史料）されている。『平安遺文』は前者を延喜年間文書の文書と推定しているようであるが、両者は同じ頃のもので、書式・用語・名詞等より総体的に判断して、十世紀なかば近くから、十一世紀初頭にわたる期間のものであろう。

(4) これは、治承五年二月七日の宣旨（源頼朝討官軍の予定進軍路に当る尾張国墨俣河の渡河点に伊勢国の水軍を集結させるため）をうけた大神宮司庁宣（相田二郎氏『日本の古文書』へ上二七頁・下九〇頁）には、国司庁宣と政所下文とが合わさった形式の例として、この文書をあげている。及び伊勢国留守所下文をあげた箇所に、一括収載されているものである。それは渡会郡内の水手・雑船の墨俣への漕送のため、司庁檢非違使に充てた庁宣に、五月七日の宣旨を施行した前述の祭主の文書を宣旨告知状、或いは宣旨告知文として副え下したものである。因みに祭主親隆は『公卿補任』によれば、三月二十九日に「御祈賞」として正三位に昇叙されているが、これは同月十日墨俣で征討軍平重衡が、賊軍源行家等に対して大勝を得た、その祈禱の賞であろう。

第二章 承和八年二月の符・告が淳和院政所のものであることの考証

「日本の告書」を問題にしたからには、その発生の問題を明らかにしなければならぬ。

その初期の唯一の文献上の手懸りが、承和八年二月の某院政所符案・告書案である以上は、その某院が何であるかを明らかにすることを避けて通るわけにはいかないし、それが当時の社会で如何なる性格を持った

もので、如何なる地位を占めたものであるかを明らかにすることをしないでは、日本の告書の成立の論点も薄れていくであろう。又数少ない九世紀前段の文書に属するこの文書の史料価値を、より高めるかどうかにもかかわることであろう。

しかし残念ながら、この院の具体的名称を的確に決定するに足る直接的史料は、皆無と言い得るのであって、そのためには、やむを得ず情況証拠と三段論法的手法によらざるをえない。

史料①②に見る如く、政所を置きその職員の上首を別当と称し、又史料②に、この政所の所管の庄を、造東大寺所が「院庄」といつているので、院名をもつところの政所であることは、まず間違いないところである。史料①は前掲の如く、院の政所が「宣旨」を施行したものであって、在地の院の庄家の保管する院財産たる樋二隻を、東大寺に施入することになった由を知らせ、庄家にその引き渡しの実行を命じたものである。

ここに記された「宣旨」を、当時の「宣旨」のあり方から考えると、うちわのものとして内侍宣、又は所謂大宣旨とすると、右大臣源常か権中納言藤原良房かのどちらかの宣で、それを外記が奉じたものであらうと思われる。それが院政所側の本志によって許可を求めた結果、出された宣旨であらうと、又その上からの意志で（造東大寺所側の要請があったか、なかったかは別としても）、この院政所に出された宣旨であらうと、院の財貨の処分（樋は当時の農業機材としては相当な資産）を「宣旨」の発行できめられるということは、この院が官寺、或は中央官衙関係ではないとすると、この院は天皇、或はそれに非常に近い関係にある院ということになるであらう。

次にこの政所の院司四人のうち、職事官は内舍人高階菅根唯一人である。そこで当時の内舍人の在り方から、この院の性格を考えてみたい。

人臣の摂政・関白に准三后の待遇を与えられ、又儀仗として内舍人を賜わり、又延喜以降、臨時内給（天皇の年給）・成功により、諸家の侍

を内舍人に補することが行われてから、良家の子弟をこれに補することがなくなつた。なお、彼等が摂政・関白の隨身となつてからは、内舍人は凡卑の官と看做されるようになったが、それ以前即ちこの頃は、未だ令の規定に準拠していたと考へてもよいと思われる。まして嵯峨・淳和・仁明の崇文の治といわれた時代は、内舍人の本来的実体と精神は、少くとも曲りなりにも存在していたと考へられる。

『令集解』職員令の条に「帶刀宿衛、供奉雜使、讚云、隨一人命、供奉内外耳」と、もとより天皇一人の命に隨ひ、側近に奉仕するのが本来の使命であるが、例えば承和の変に廢太子恒貞親王の坊司・侍者の左降・流罪を發表（『続日本後紀』承和九年七月戊午二六日）された二十人の中に、内舍人正七位上紀春常がおり、又延暦十二年八月丁卯二一日（類聚国史八七）の条に、内舍人山辺春日が春宮帶刀舍人紀国と共謀して、同じく帶刀舍人佐伯成人殺害を計つて成らず、翌日發覺して伊予に逃亡した事件があるが、その条に「或曰、春日等承皇太子密旨」とあって、内舍人春日が皇太子の側近者であつたことを思わせる。

内舍人は公式の行幸（天皇・太上天皇・行啓（三后・皇太子））に際して、儀仗としても当然備わるべきものである。なお、親王については別救をもつて付けられ、又常時側近に侍した例としては、冬嗣の一男長良が、仁明天皇の立太子（弘仁十四年四月一八日）後も内舍人（弘仁十三年二月補）として、その側近に奉仕した（『文徳実録』斉衡三年七月癸卯三日藤原長良薨伝の条）ことが知られる。

要するに、承和八年の時点に於いては、人数甚だ多く、地位待遇も低い内豎などとは異り、この某院の院司の次席にあたる地位に、内舍人の職にある者が當つてゐることは、少くともこの院が、当時の至尊と極めて親近な関係にあるものであることを示しているのではないかと考へる。

なお、参考までに内舍人高階真人菅根の官歴を記して置く。高階真人姓は、天武の皇子高市皇子の流れのものであらうことは明らかであるが、その孫安宿王が宝龜四年十月戊申（六日）（『続日本紀』、高階真人の

承和の変に関連して失脚してしまった状況のもとにあつて、無官ではあるが四位の位にあつて、健在している唯一の淳和帝縁故の者として、同じ時の伴善男の仁明山陵使たることがふさわしいと同じように、当時の宮廷人の社会で公認されていたものと考えられる。

彼の兄嗣宗は『続日本後紀』嘉祥二年十一月己卯(二九日)の卒伝に、「少遊_レ学館_レ從_レ立身_レ、(中略)嗣宗不_レ避_レ寒暑_レ夙夜在_レ公、(仁明)照_レ其忠勤_レ特垂_レ優寵_レ」とみえ、又承和五年正月七日の儀に、天皇が正五位下の位記を書かせ、供奉の諸司が誰の位記か皆怪しんでいる時、踏印の段になつて少納言の嗣宗に預けられて、初めて嗣宗自身が叙位されたことを知り、「不_レ勝_レ感悅_レ不_レ覺_レ涙_レ下_レ」したとあり、同じく承和十四年正月左中弁、同十五年正月從四位上になつたことについて、「此兩般榮進、銘_レ肝_レ不_レ忘_レ、豈_レ非_レ至_レ忠_レ愨_レ感_レ天_レ鑒_レ高_レ懸_レ乎、每_レ稱_レ此_レ語_レ以_レ爲_レ口實_レ」と漢文学の素養の上、精勵恪勤、爲人謹直で、仁明帝好みの官僚であつたようである。嵯峨・淳和・仁明期は外戚・後宮関係は別としても、即位前の旧臣関係は勿論だが、漢文学の素養、唐風伎倆、本人の器量・人柄が、天皇個人に認められて立身することが多かつた。

次に嗣宗・輔嗣兄弟の官界経歴を対比するために、兩人のそれを同時に列挙するが、便宜上弟の輔嗣を④、兄の嗣宗を⑤として標示し、史料の当日の干支は日数に置きかえた。

『嵯峨天皇於冷然院讓位、弘仁十四・四・十』『淳和天皇即位』④弘仁十四・四・廿七叙從五位下(↑從六位上)〔類史職官叙位〕⑤同十五(天長元)・正・七叙從五位下(↑正六位上)〔同前〕④天長二・正・七叙從五位上〔同前〕同八・九・廿一(見内藏頭)〔類史獻物〕⑤同九・正叙從五位下、任宮内少輔〔統後紀嗣宗卒伝〕同十・正・七叙從五位上〔類史職官叙位〕『淳和天皇於西院(淳和院)讓位、天長十・二・廿四』『仁明天皇即位』⑤承和二・八遷任中務少輔〔統後紀嗣宗卒伝〕同四任散位頭〔同前〕同四・八遷任民部少輔〔同前〕同四・十任少納言〔同前〕同五・正・七叙正五位下〔同前〕同六任

右中弁〔同前〕『淳和太上天皇崩于淳和院』同七・五・八(見正五位下、④⑤)淳和太上天皇葬送裝束使〔統後紀同日条〕④同七・七・廿二任越前守〔同前〕⑤同七・八・廿二叙從四位下、任越前守〔同前〕④同八・二・十九(見某院政所別当散位)『東大寺文書、閣本』『嵯峨太上天皇崩于嵯峨院、同九・七・十五』④同十一・正・七叙從四位下〔統後紀〕⑤同十四・正・十二任左中弁〔同前〕同十五(嘉祥元)・正・七叙從四位上〔同前〕同十五(嘉祥元)・二藏人頭〔職事補任〕嘉祥二・十一・廿九卒〔統後紀同日条、六二才・職事補任六一才〕『仁明天皇崩於清涼殿、同三・三・廿一』『文德天皇即位』『嵯峨太皇太后崩於冷然院、同三・五・四』④同三・十・五大原山陵使〔文德実録〕仁寿三・正・七叙從四位上〔同前〕齊衡二・正・十五任阿波守〔同前〕『文德天皇崩冷然院新成殿、天安二・八・廿七』『清和天皇即位、天安二・十一・七』貞觀元・二・十三任刑部卿、阿波守如故〔三代実録〕同二・十一・十六叙從三位(刑部卿)〔同前〕

以上、輔嗣が同母弟(『尊卑分脈』)であつて、淳和朝に位階の昇進が、常に兄嗣宗より先行したこと。仁明朝になつてからは、逆に兄の嗣宗が代わつて弟を常に凌駕していった事は明らかであろう。そして嗣宗が終始一貫、いわば仁明天皇一辺倒であるのに反して、輔嗣の履歴からは、承和八年の時点迄、嵯峨仁明の父子ライン(仁明朝前期には嵯峨の旧臣が多く要職についている)との特別な関係の痕跡はみられない(但し、嵯峨帝崩御、承和の変後は少しく事情が異つてくる)。それで承和八年段階では、嵯峨院・朱雀院・冷然院の院司たることの可能性は、輔嗣にみられないといつてよいと思う。殊に嵯峨院については、当時長岑高名の後任として、安倍安仁の二度目の院別当の時期とみることが正しいと思ふ。

〔註〕

- (1) 俗別当を含む寺院関係の政所としては、僧名の者は一人もなく、又俗別当として本官名を有する(当時の俗別当の実例を参照すれば)者もない。
- (2) 例えば供御院〔大炊寮〕・膳院〔大膳職〕・乳牛院〔典藥寮〕・紙屋院〔圖書寮〕・麩院〔民部省〕・殺倉院・施藥院(天長二年に判官・主典・医師各一員を置く)、又式典・儀式を行う殿舎(例えば八省院・豊樂院・朝集院・南院等に、若し院司に当るものがあれば、それらにふさわしい官職名を有する者が、これに当るであろうし、散位の者が当ることはないであろう。又官学及びこれに准ずるものとして、大学寮内の諸院として明経道院・算道院・明法道院・文章院(紀伝道)ならば、それに相当する官職名と地位にあるものが当るであろう。又大学別曹としての弘文院(和氣氏諸生の別曹、延暦末大同初め和氣広世大學頭在任中の建立、当時存在)は、その性格上、院吏の上首別当は和氣姓の者であろう(以上、学校関係については桃裕行氏『上代学制の研究』参照)。又勸学院(これについては、殊に桃氏前掲書に詳しいので省略する。特に当時の勸学院の存在形態については、『続日本後紀』承和三年五月甲子(二六日)の条及び『類聚三代格』十二、貞觀十四年十二月十七日太政官符(良房歿後三ヶ月)を参照されたい)は、当時は未だ単に藤原氏子弟学生の別曹であろう。
- (3) 『公卿補任』によると、太政大臣藤原良房は貞觀十三年に、「或本云、四月一日内舍人二人、左右近衛各六人爲隨身兵仗、又帶仗資人三十人、年官并准三宮」とあり、又是より前、同じく『公卿補任』に「天安二年十一月七日宣旨爲攝政、准三宮、食封、賜内舍人、左右近衛等爲隨身、帶仗資人三十人、依爲帝外祖被抽賞」とある。但し、この項は史料批判を必要とする。
- (4) 員數(職員令)・資格及び選任手續(軍防令)・職務(職員・軍防・官衛・公式令)・給与待遇(禄令)・処分(官衛・儀制令)。但し、文献上その員數及び職務・給与等に多少変動があり、又職務の実例から神社・陵墓の奉幣等の勅使、固關使、其他寺院への勅使を勤めた。
- (5) 例えば『続日本紀』養老三年十月辛丑(一七日)詔に、「今二親王(舍人親王・新田部親王)宗室年長、在朕既重」として、各二人宛内舍人を賜わつて了らぬ。

(6) 嗣宗の從五位下叙位は『類聚国史』は弘仁十五年正月、『続日本後紀』の卒伝には、天長九年正月と重複しているが、一応両方を掲げて置いた。

(7) 輔嗣の位階は天長二年正月、從五位上に叙せられてから、承和七年五月、淳和上皇葬送の裝束使の簡所までに、既に正五位下となつてゐる。その正五位下叙位の時期は不明であるが、大同三年より貞觀二年の間に、一応検出し得る内藏頭十五人の位階をみると、南淵永河の別勅によるものと、承和元年の和氣真綱内藏頭二度目の就任等(兩者從四位下)、特殊な場合以外は、從五位下―正五位上(官位令では從五位下)で、そのなかに從五位上で任ぜられ、任中に正五位下になるものが少なからずあり、輔嗣も内藏頭在職中に、正五位下に叙せられたものであるかもしれない。

(8) 『続日本後紀』嗣宗の卒伝に「又至七年八月、叙從四位下、拜越前守」とある次に、「秩滿歸來、與仇儼相談云、我之仕進窮盡於此、今則摟遲田舍耳」と、その妻に語っている箇所がある。「秩滿歸來」とあるので越前に赴任し、承和十年の秋頃帰京した時の語であろう。このところを少しくうがって推測すると、輔嗣は淳和上皇崩御後の法会や淳和院の残務処理等のためと、越前の国側に国守赴任の必要などの事情があつて、一ヶ月後の嗣宗の任命となり、正五位下から從四位下の昇叙は、赴任賞の意味かもしれない。

(9) 渡辺直彦『嵯峨院司の研究』(『日本歴史』二二〇号、昭和四十年)、それを改訂された昭和四十七年十月刊、同氏の『日本古代官位制度の基礎的研究』第三篇第三章参照。

(未完)

〔付記〕

本稿は一九七四年十月に逝去された前所員菊池武雄氏の遺稿である。目次からしめられるように、氏はこの論文に全体で六章を予定されていたが、病床で第二章までを完成され、第三章以降を書きつがれている途中で永眠された。そのため、本稿は未完のまままで終わっている。したがって、このような未完の論稿を発表することは、あるいは氏の遺志に背くことになるかもしれない。にもかかわらず私達があえてこの論文を発表することにしたのは、次のような理由があつたか

らである。

その理由の第一は、氏の編纂された『東大寺文書之五』所収の一文書の按文の訂正がこの論文執筆の主要な動機の一つとなっており、この意図は第二章までの部分でほぼ果されたいと考えられることである。

その文書とは、同書一三五号「某院政所文書案」であり、この文書の按文でこの某院政所を「恐ラクハ冷然院（仁明天皇ノ後院カ）政所」としていたのを、その後の考証により、淳和院政所であろうと訂正されたわけである。

理由の第二は、この論文が、平安時代の一時期にのみ現われる「告書」について、史料を検出し古文書学的考察を加えたはじめての論文と考えられることである。

以上が発表の理由であるが、さらに付言すれば、「告書」についての菊池氏の考えはすでに本所の所員研究発表会（第一一一回、昭和四十一年十月二十七日）の場で口頭発表され、論文としての発表が待たれていたところであったが、氏は当時示された論点だけに満足されず、告書発生 of 歴史的・社会的基盤に考察を進め直ちに発表することを控えられていた。そして発病の直前に告書発生の原因を嵯峨・淳和・仁明朝の政治的条件に求める成案を得て清書をはじめられていたものと思われるが、前述のようにこの途中で逝去され、第三章以降については、多くの史料カード、ノート、見通しのメモがほぼ章毎に袋にいれられて整理されて残されているが、ついに清書原稿も、より完成に近い下書原稿も発見しえなかった。この点はまことに残念と言わなければならない。メモから推測すれば、承和八年告書の発給者であった後院・淳和院とその院領の経営にまで立ちいった分析が構想されていたはずである。

最後に、氏自身の執筆された本稿の要約が残されているので、参考のため掲げることにした。この要約と目次より、氏の執筆意図をおくみとりただければ幸いである。

「日本の告書」の要約

日本の「告書」とは、「告」の表示を用いてゐるが、告文・遺告・告身・告牒の類とは全く性格を異にしたものであり、平安前期に於いて、公式令に規定された符の書式を使用しつつ踏印なく「符」とあるべきところを「告」とした型式の文書である。発行者は当時の支配階級の上層に位置するもの家政機関であ

って、自己の管轄の下級公的機関（或は公的位置にあるもの）を対象にして命令的内容を有する意志を伝達した令外の文書である。当初書式を令の符式から、又告書なる名辭は中国六朝時代の梁・陳・隋制の公文書の名稱のうち（諸王の世子、その王国を撰政する時、管下群官に下す命令書を「告」という）から借用して作成されたものと考えられる。

これは後院発定期（九世紀前半）に天皇・太上天皇に直接かわる院（政所）を發生源とし、藤原摂関期の十世紀なかばより十一世紀前半にかけて上層貴族及び大寺院の政所にその使用が展開され、それ以後は政所下文の中に吸収解消された特殊歴史的な古文書の一型式である。

この「告書」の存在の期間はせいぜい二世紀未満であって、やがて消滅し、史上から忘れ去られたものであったが、公式様文書から公家様文書様式が生み出された端緒にくらいするものとして歴史的意義を認めるものである。

○本稿の整理にあたり、渡辺直彦氏、上原邦子氏の御援助を得た。記して感謝したい。
(古文書部 千々和)